

健移発 0305 第 2 号  
令和 2 年 3 月 5 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長  
(公 印 省 略)

## 臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応について

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 25 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が策定されるなど、その対策が進められているところです。

こうした中で、現在の感染の発生状況等を総合的に勘案し、臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応については、当面の間、下記のとおりといたしますので、貴管内の医療機関等にも周知の上、適切に御対応されるよう御願います。

また、下記の取扱いは、今後の WHO による公表内容や国内における対応等の状況の変化を踏まえ、適宜改めていく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局医学教育課長、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、一般社団法人日本移植学会理事長、公益社団法人日本医師会会長、一般社団法人日本内科学会理事長、各眼球あっせん機関の長、日本角膜移植学会理事長、日本角膜学会理事長、一般社団法人日本造血細胞移植学会理事長、公益財団法人日本骨髄バンク理事長、日本赤十字社血液事業本部長、一般社団法人中部さい帯血バンク理事長及び特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。

## 記

1. 臓器又は造血幹細胞（以下「臓器等」という。）の提供候補者について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号）による改正後の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）のうち新型コロナウイルス感染症に係る感染が疑われる患者の要件（別紙第 7 の 1 （4）感染が疑われる患者の要件）（別添）に該当するかどうかについて、臓器あっせん機関及び骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業者のコーディネーター等による情報収集を強化すること。
2. 臓器移植を行う場合においては臓器あっせん機関、造血幹細胞移植を行う場合においては移植施設、骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者は、提供候補者が上記要件に該当すると判断される場合には、当該候補者の臓器等を移植に用いないこととすること。
3. 上記要件に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症については未だ不明な点が多いことから、当該候補者の臓器等を移植に用いるかどうかについては、コーディネーター等から提供された情報や臨床所見等を踏まえつつ、移植施設において慎重に判断すること。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(抄)

## 第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))

### (1) 定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))以下「新型コロナウイルス」という)による急性呼吸器症候群である。

### (2) 臨床的特徴等(2020年2月2日時点)

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト→ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

### (3) 届出基準

#### ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

#### エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

| 検査方法                     | 検査材料                                  |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 分離・同定による病原体の検出           | 喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料 |
| 検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出 |                                       |

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの